

山田町森林経営管理制度実施方針

令和6年2月20日 制定

1 趣旨

山田町森林経営管理制度実施方針は、町内の森林について、森林管理が円滑に行われるよう、山田町が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

(1) 現状と課題

本町の森林面積は 23,780ha で、町の総面積の 90.48% であり、国有林が 13,847ha (58.23%)、民有林が 9,933ha (41.77%) となっている。民有林の内訳は、スギを主体とした人工林が 4,289ha (43.18%)、天然林が 5,224ha (52.59%) である。齢級別に見ると、森林整備事業の補助対象外となる 13 齢級 (61 年生) 以上が 1,561ha、伐期適齢期である 8~12 齢級 (41~60 年生) が 2,487ha であり、人工林の 94% 以上が木材資源として利用できる状況になっている。

近年の林業における情勢は、立木価格と需要の低迷、林業従事者の減少に加え、森林所有者の高齢化や経営意欲低下、境界が不明確等の理由により適切な整備がされていない森林がある。

また、極めて甚大な被害をもたらす異常気象の発生も増えており、山田町総合防災ハザードマップの土砂災害警戒区域において、森林整備がされていない区域もあることから、町民が安全に生活できるよう、災害に強い森林づくりを実施していかなければならない。

(2) 基本的な考え方

林業経営に適した森林 (生産性のある森林) については林業経営体に森林経営計画を策定してもらい、経営管理を行っていくこととする。

林業経営に適さない森林または適切な管理がなされていない森林 (環境維持森林) について、町に管理を委託したいとの意向が示された場合、その外、防災上の観点や森林病虫害対策等、町長が特に必要があると認めた場合は、森林の持つ公益的機能や二酸化炭素吸収源の維持増進を図るため、本制度に基づいて町が経営管理を行うものとする。

3 森林所有者の意向調査について

(1) 対象森林の考え方

対象森林は、以下に該当する森林を除いた森林とする。

なお、意向調査及び森林経営管理制度に基づいた森林整備を優先的に進める対象森林は、地籍調査が完了している森林とし、地籍調査が完了していない森林については、森林境界の明確化を図り、意向調査等が実施できるよう検討する。

また、当面の間、人工林のうち、スギを優先とし、次いでアカマツ、カラマツを対象とする。

- ・天然林
- ・森林経営計画が策定されてる森林
- ・公有林（県有林及び市町村有林）
- ・団体有林（企業、林業関係団体、社寺、地区等が所有する森林）
- ・保安林指定されている森林のうち、治山事業で整備計画がある森林
- ・過去10年以内に森林整備の施業履歴がある森林
- ・対象面積（地積または小班）が0.1ha以下の場合、他の対象森林と隣接しておらず、単独である森林
- ・境界が不明又は係争中の森林

(2) 対象森林

- ・対象森林の位置・・・意向調査対象森林図（別紙1）のとおり
- ・対象森林の面積・・・2,674ha

(3) 意向調査のスケジュール

町を船越、織笠、豊間根、大沢、山田の5つの地域に分け、1区域を概ね3か年で調査し、15年程度で全域を一巡するよう実施する（別紙2）。

(4) 意向調査の方法

- ・森林を所有する者又は管理する権限のある者に対し、森林の管理状況や今後の管理の意向等について郵送により実施する。
- ・意向調査票の回収は郵送を基本とする。

4 意向確認後の森林経営管理

意向調査の結果、森林所有者が町等へ管理を委託したい森林について、現地調査や森林資源調査等を行い、その結果により次のとおりの対応を基本とする。

- ・ 林業経営に適すると判断される場合には、岩手県意欲と能力のある林業経営体等による経営管理委託を斡旋し、森林所有者へ森林経営計画策定を通じた森林整備を促す。
- ・ 林業経営に適さないと判断される場合には、町において経営管理を行うこととし、森林経営管理権集積計画の設定を行い、切捨間伐を主体とした施業により、残存木の成長促進及び下層植生の発達による、水源涵養機能、土壌保全機能の維持増進を図る。
- ・ 町が実施する森林経営管理の期間は10年間とし、その間、間伐を1回、林道等からの巡視を毎年1回実施し、期間満了後に所有者へ返還する。

5 森林経営管理制度の実施に係る財源等

森林経営管理制度を実施する上で必要な経費（意向調査、森林経営管理権の設定、森林の管理・整備、町民への制度周知等に要する経費）は、森林環境譲与税及び山田町森林環境整備基金を財源とし、予算の範囲内で実施する。

6 その他

- ・ この実施方針及び対象森林は林業関係者及び岩手県等の意見を参考に随時見直しを行う。
- ・ 一連の業務は現在の職員体制で開始し、必要に応じて業務の外部委託等を検討する。